

広島県告示第二百八号

広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

広島県建築計画概要書等閲覧規程（昭和四十六年広島県告示第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

名 称	場 所	建 築 計 画 概 要 書 等
建築計画概要書等西部 閲覧所	広島市南区比治山本町 広島県西部建設事務所	竹原市、大竹市、安芸高田市、江田 島市、安芸郡、山県郡及び豊田郡の 区域内における建築物、建築設備又は 工作物に係るもの
建築計画概要書等東部 閲覧所	福山市三吉町一丁目 広島県東部建設事務所	府中市、世羅郡及び神石郡の区域内 における建築物、建築設備又は工作 物に係るもの
建築計画概要書等北部 閲覧所	三次市十日市東四丁目 広島県北部建設事務所	三次市及び庄原市の区域内における 建築物、建築設備又は工作物に係る もの（三次市の区域内における建築 基準法施行令（昭和二十五年政令第 三百三十八号）第四百四十八条第一項 に掲げる建築物又は工作物に係るも のを除く。）

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。